下関市内水ハザードマップ（本庁地区）

保存版

内水ハザードマップとは

下関市では 10 年確率の降雨に対して下水道整備を進めることで、浸水被害の軽減を図っています。しかしながら、近年では「ゲリラ豪雨」と呼ばれる下水道の雨水排水能力を超える豪雨により浸水が発生しています。

この内水ハザードマップは、下水道整備で想定している雨を超過する豪雨が降った場合に、浸水（河川がはん濫しなくても下水道施設等から溢れて発生する浸水を内水はん濫といいます。）が想定される区域や、浸水時の避難所などを示したものです。

このマップを使って、ご家庭や地域で日頃から水害に対する心構えや準備を行い、いざという時の避難方法や避難場所を、よく話し合っておきましょう。

また、地域に高齢者や体の不自由な方（要配慮者）がおられる場合は、避難の手助けなど、ご近所や地域で必要な支援を受けられるよう、皆様のご協力をお願いします。

集中豪雨などによる被害を軽減するためには、自助・共助・公助の協力が必要です。

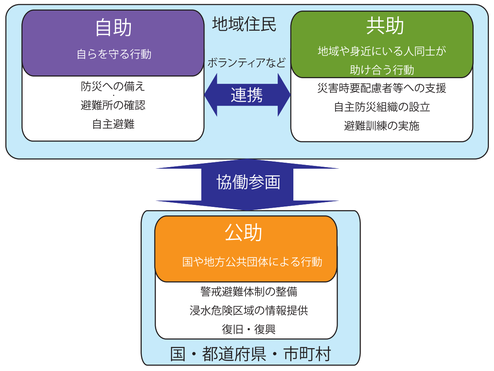

この内水ハザードマップの問合せ先　下関市 建設部 道路河川建設課　TEL083-231-1171
下関市 上下水道局下水道整備課　TEL083-231-1725

浸水の種類

浸水には、河川から水が溢れたり堤防決壊によって発生する「外水はん濫」（洪水）と、街中の排水が間に合わず水路や、下水道施設などから水が溢れ出す「内水はん濫」（内水）の 2 種類があります。内水ハザードマップでは、「内水はん濫」を対象にしております。

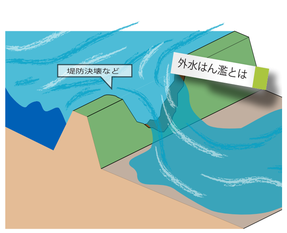

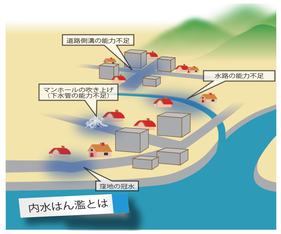

下関市の降雨状況

平成以降で下関地方気象台の年間最大 1 時間降雨量は、平成 1 4 年度までは平均 35.8mmでしたが、平成 1 5 年度以降、平均 53.5mmまで増加しました。
これにより、多くの浸水被害が報告されるようになりました。

近年の降雨状況（下関市地方気象台）

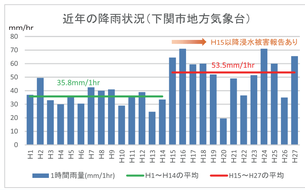

土砂災害の危険

下関市は、地形的に多くの急傾斜地があります。
大雨時には、急傾斜地での土砂災害の危険もあります。
自宅や避難所にどのような危険があるか確認しましょう。

急傾斜地とは
① 傾斜度が 30 度以上で高さ 5m以上の区域
② 急傾斜地の上端から水平距離が 10m以内の区域
③ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍（50mを超える場合は 50m）以内の区域

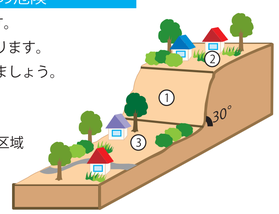

※ 詳しい土砂災害の危険箇所については、山口県のホームページから閲覧できます。
http://kikenmap.pref.yamaguchi.lg.jp/kikenmap/index.aspx

大雨に関する情報の種類

大雨による被害が起こるおそれがあるときには、下表の情報が発表されます。
特別警報は、地域住民に対して、他の警報などの防災気象情報と同様に、各自治体や報道機関を通じて伝えられます。大雨時には、どんな情報が発表されたか注意しましょう。

種類	内容
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがある場合
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある場合
大雨特別警報	数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

特別警報伝達の流れ

気象庁 → 自治体 / 報道機関 → 住民

避難基準

市役所や消防車などの公共機関から避難に関する呼びかけがあります。
呼びかけは 3 種類あるので、どんな呼びかけがあるのか、確認しましょう。

緊急性 高

種類	みなさんにとって欲しい行動	発令されるタイミング
避難準備情報	高齢者、子ども、身体の不自由な方（要配慮者）など、避難に時間のかかる方は避難所へ避難してください。それ以外の方は、家族などとの連絡、非常時持出品の用意など、避難の準備を始めてください。	高齢者、子ども、身体の不自由な方など、避難に時間がかかる方は避難を始めなければならない段階です。
避難勧告	お互い助け合って、避難所への避難を始めてください。	通常の避難行動が可能な方が直ちに避難を始めなければならない段階です。
避難指示	避難所への避難を直ちに完了できるようにしましょう。避難していない方は、直ちに避難するか、避難行動がかえって危険な場合には屋内待避により身の安全を確保してください。	地域のみなさんに対する危険が間近に迫っている、もしくは、人的被害が発生した段階です。

留意事項

① 避難情報などが発表される前でも、危険を感じたら早めに避難しましょう。
その場合は避難所が開設しているか防災危機管理課（083-231-9333）に確認しましょう。
② 避難勧告などにおける避難先は、市が開設する指定避難所を基本とします。ただし、緊急に避難を要する場合は、町内会や自治会などが応急的に開設する施設（集会所など）に避難しましょう。
③ 避難所までの避難経路が浸水や土砂崩れなどにより、避難できないような危険な状態にある場合は、自宅の 2 階もしくは隣接建物の 2 階などへ緊急的に避難しましょう。

浸水被害の危険性

浸水被害では、さまざまな危険があります。普段からどんな危険があるか、確認しておきましょう。

■「自分は大丈夫」の危険

大雨注意報や大雨警報が発表され、避難に関する呼びかけがあっても「自分は大丈夫」、「もう少し様子を見てからでも間に合う」と思っていると、本当に危険が迫った場合、逃げ遅れる原因の 1 つになります。
避難に関する呼びかけがあれば、早めの避難行動を心がけましょう。

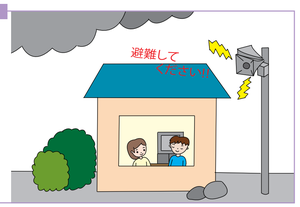

■避難する場合の危険

激しい風雨、濁流、漂流物などの障害物により、避難が困難になります。
一般的に、水深 30cm 以上になると、大人でも歩くのが困難になります。
深夜の災害は昼間に比べて、特に危険です。

■自動車の危険

浸水時に自動車で避難することはたいへん危険です。
車体が流されたり、ドアが開かなくなったり、エンジントラブルが発生したりします。

① ドア上 20cm で車体が流される。
② ドアが開きにくくなる。
③ 車体が水に浮き気味になる。
④ オートマチック車は動かなくなる。
⑤ ブレーキが効きにくくなる。

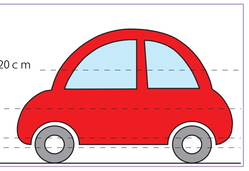

■水路などの危険

浸水時は、道路と水路の区別がつきにくくなります。
長い棒などで水面下を確認しながら避難しましょう。

医療施設・公共機関・ライフラインの連絡先

	名称	所在地	電話番号
救急告示病院 診療所	関門医療センター	長府外浦町1-1	083-241-1199
	下関市立市民病院	向洋町1丁目13-1	083-231-4111
	佐島医院	田中町14-18	083-222-2321
	下関医療センター	上新地町3丁目3-8	083-231-5811
	岡病院	小月本町2丁目15-20	083-282-0070
	山崎病院	長府江下町2-10	083-245-2222
市・県・国の機関	下関市役所　本庁	南部町1-1	083-231-1111
	下関市役所　彦島支所	彦島江の浦町1丁目3-1	083-266-5254
	下関市役所　長府支所	長府土居の内町1-6	083-245-0121
	下関市役所　王司支所	王司神田1丁目9-1	083-248-0211
	下関市役所　清末支所	清末陣屋5-20	083-282-1138
	下関市役所　小月支所	小月本町1丁目7-7	083-282-1120
	下関市役所　王喜支所	王喜本町2丁目15-10	083-282-1165
	下関市役所　吉田支所	大字吉田地方2499	083-284-0125
	山口県　下関土木建築事務所	貴船町3丁目2-1	083-223-7101
	国土交通省　下関国道維持出張所	小月茶屋2丁目6-10	083-282-1016
警察	下関警察署	細江町2丁目3-8	083-231-0110
	長府警察署	長府才川1丁目44-45	083-248-0110
消防	下関市消防局	下関市岬之町 17-1	083-233-9119
	下関市東消防署	長府八幡町1-14	083-246-0001
	下関市西消防署	彦島本村町6丁目1-2	083-267-1311
上下水道	下関市上下水道局	春日町7-32	083-231-3121
電気	中国電力（株）下関営業所	竹崎町３丁目8-13	0120-707-614
ガス	山口合同ガス（株）下関支店（代表）	本町３丁目1-1	083-223-2111
	※		
電話	ＮＴＴ西日本山口支店	山口市熊野町 4-5	局番なしの 113 携帯・ＰＨＳ 0120-444-113

※プロパンガスをご利用の方は、ご家庭で利用されている事業者の連絡先を記入してください。

●家族の緊急連絡先　記入欄

家族の名前	生年月日	血液型	携帯番号	会社・学校名	会社・学校の電話番号

●わが家の住所・電話番号

住所		電話番号	

●わが家の避難場所

わが家の避難場所	名称	所在地	
家族が離れ離れになったときの集合場所	名称	取材地	

浸水被害に対する普段からの心構え

もしもの時に備え、普段から心構えをしておきましょう。

避難場所や避難経路を確認しましょう

ハザードマップをもとに、自分の家や避難場所、避難経路を確認しましょう。

もしもの場合の集合場所を決めましょう

家族がもし、はなればなれになった時の集合場所を家族で話し合って、決めておきましょう。

緊急連絡先

家族の緊急連絡先などを書いておきましょう。

非常食や持ち出し品を準備しておきましょう

非常時持ち出し品チェックリストを参考に、家族にあった非常食や持ち出し品を準備しておきましょう。

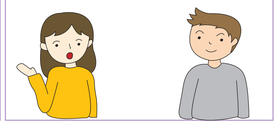

非常時持ち出し品チェックリスト

もしもの時に備え、普段から避難の持ち出し品を準備しておきましょう。定期的な点検も必要です。

情報収集のためのもの

- □ ラジオと予備電池
- □ 携帯電話と非常用充電器
- □ 公衆電話用 10 円硬貨
- □ 家族の写真（はぐれた時の確認用）
- □ 筆記用具

生活用品など

- □ 飲料水
- □ 非常食（加熱しないでいいゼリー飲料や缶詰、カンパンなど）
- □ 懐中電灯と予備電池
- □ 衣類・下着・靴・靴下
- □ タオル・ちり紙
- □ 医薬品・常備薬・マスク
- □ ろうそく・ライター・マッチ

貴重品

- □ 現金
- □ 身分証明書（運転免許証など）
- □ 印鑑
- □ 預金通帳
- □ 健康保険証

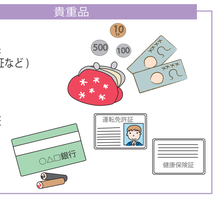

必要に応じて

自分たちに必要なものを準備しましょう。

- □
- □
- □
- □
- □
- □
- □

緊急連絡先・お問い合わせ先

情報の流れ

さまざまな情報をもとに、市役所などの公共機関から避難などに関する情報が発信されます。
最新の情報を入手し、安全に避難しましょう。

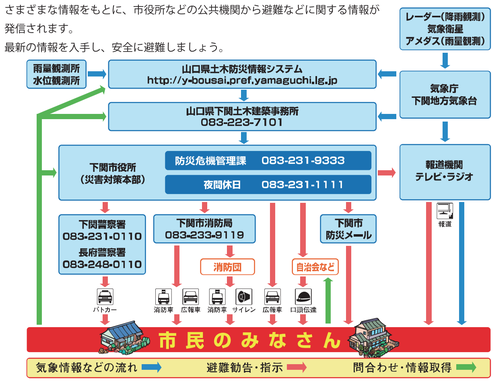

災害伝言ダイヤル

災害時にはＮＴＴの災害伝言ダイヤルが利用できます。忘れてイナイ（171）？で覚えてください。
携帯・ＰＨＳからも利用できます。（通話料金が必要です。）

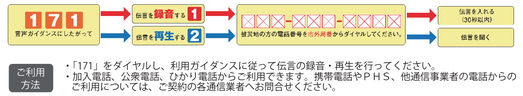

ご利用方法
- 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行ってください。
- 加入電話、公衆電話、ひかり電話からご利用できます。携帯電話やＰＨＳ、他通信事業者の電話からのご利用については、ご契約の各通信業者へお問合せください。

ご利用料金
- 伝言の録音、再生時には、発信されるお客様から伝言または再生する電話番号までの通話料（通常、電話をお掛けになる場合と同様の料金）が必要です。
- 伝言管理などのセンター利用料は無料です。

サービス提供主体
- 「災害用伝言ダイヤル（171）」はＮＴＴコミュニケーションズが提供するサービスですが、実際の災害発生時には、災害の発生地域などに応じて、ＮＴＴ東日本およびＮＴＴ西日本がそれぞれ運用します。

下関市防災メール

「下関市防災メール」とは、市から防災情報などを携帯電話やパソコンに無料配信するサービスです。
さまざまな防災情報が随時配信されますので、いざという時のためにぜひ登録しておきましょう。
配信を希望される方は、下記のアドレスに空メール（件名・本文なし）を送信してください。

bousai-shimonoseki@xpressmail.jp

届いた登録用アドレスにアクセスし、画面の指示に従って登録してください。
登録料・情報料は無料ですが、登録・情報受信に係わる通信費用は利用者負担となります。
問合せ先　下関市役所　防災危機管理課　TEL　083-231-9333

QRコード

避難時の心得

避難する時は以下の点に気をつけ、避難所や安全な場所へ避難しましょう。

避難の呼びかけに注意しましょう
テレビやラジオなどの情報や、市役所や警察、消防などからの呼びかけに注意しましょう。

避難する前に
家の電気やガスなどの火元を消しましょう。親戚などに避難することを連絡しておきましょう。

動きやすい格好、２人以上での避難
避難する時は、動きやすい格好で、２人以上での避難を心がけましょう。

車での避難は控えましょう
車での避難は緊急車輌の通行の妨げや、交通渋滞の原因となります。また、浸水すると動けなくなりますので、徒歩で避難しましょう。

歩くときは
水により足元が見えないときは、長い棒などで水面下を確認しながら避難しましょう。

逃げ遅れたときは
逃げ遅れたときは、無理せず、高いところで救助がくるのを待ちましょう。

災害時要配慮者への対応

避難する時は以下の点に気をつけ、避難所や安全な場所へ避難しましょう。

高齢者・病気の方
複数の人で避難しましょう。
急を要する場合は背負うなどして、安全な場所へ避難しましょう。

車いす・足の不自由な方
車いすの場合は階段では必ず３人で協力し、上がるときは前向きに、下がるときは後ろ向きにして恐怖感を与えないようにしましょう。

目の不自由な方
話すときはゆっくり、はっきり、大きな声で、誘導する時は杖を持っていない腕のひじあたりに軽く触れるか、腕を貸しながら半歩前をゆっくり歩いて誘導しましょう。

耳の不自由な方
話す時は、近くまでよって相手にまっすぐ顔を向け、口を大きくはっきりと動かします。口頭で判らない時は、筆談しましょう。

災害時要配慮者登録制度をご利用ください

下関市では、地域のみなさんで要配慮者の方を支援・協力し、誰もが安全で安心して暮らすことができる災害に強い地域社会をつくるため、災害時要配慮者登録制度を策定しました。

災害時要配慮者の対象者
①要介護の認定を受けた方又は要支援の認定を受けた方　②身体障害、知的障害又は精神障害の方
③65 歳以上の方　④その他市長が認める方
いずれかに該当し、「自力又は世帯の構成員による助力だけでは避難が困難な方」
※施設入所の方及び長期入院の方は、除きます。登録には、避難支援者（２名）の方の協力が必要です。

災害時要配慮者登録制度についての問合せ先　下関市役所福祉政策課 TEL083-231-1418